大阪府条例第十八号

大阪府財政運営基本条例の一部を改正する条例

　大阪府財政運営基本条例（平成二十三年大阪府条例第百三十六号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （決算剰余金の処分）第二十条　各会計年度において一般会計の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該年度の翌年度までに、当該剰余金を財政調整基金に編入するものとする。　　　附　則１―４　（略）５―25　（略） | （決算剰余金の処分）第二十条　各会計年度において一般会計の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該年度の翌年度までに、まず当該剰余金のうち二分の一の金額（その額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）を減債基金に編入し、その残余を財政調整基金に編入するものとする。　　　附　則１―４　（略）５　減債基金の残高が、知事が定める償還計画に基づいて積み立てられているべき金額に不足する間は、府は、平成四十九年度を目途にその不足額の解消を図るため、人件費や事務事業など歳出の抑制及び歳入の確保による行財政改革をすすめ、第十八条の規定による積立てのほかに、第十九条の規定による財政調整基金の積立目標額の達成の見通しを勘案しつつ、減債基金への積立てに努めなければならない。６―26　（略） |
|  |  |

　　　附　則

　この条例は、令和六年四月一日から施行する。